

令和6事業年度にかかる業務の実績に関する評価結果
小項目評価（素案）

令和7年8月

大阪府
大阪市

○ 大阪健康安全基盤研究所の概要

1. 現況（令和7年3月31日現在）

(1) 法人名

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所

(2) 本部の所在地

大阪市東成区中道一丁目3番3号

(3) 沿革

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、平成29年4月、大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の衛生部門を統合・独法化して設立された。令和5年1月、新施設に移転。

(4) 役員の状況

理事長 朝野和典
副理事長 大中英二
理事 川本祥生
監事（非常勤） 針原祥次（弁護士）
監事（非常勤） 村井一雅（公認会計士）

(5) 資本金の状況

8,740,673,493 円（大阪府出資 5,896,004,096 円、大阪市出資 2,844,669,397 円）

(6) 職員の状況

149 名（研究職 120 名、事務職 29 名）（役員を除く）

(7) 組織（※業務内容の詳細は右の表を参照）

総務部（総務課、管理課）、企画部（研究企画課、信頼性保証室）、公衆衛生部（健康危機管理課、疫学解析研究課）、微生物部（細菌課、ウイルス課）、衛生化学部（食品安全課、食品化学課、医薬品課、生活環境課）

2. 大阪健康安全基盤研究所の基本的な目標等

(1) 基本的な目的

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等を行うこと。
- ② 試験機器等の設備及び施設の提供に關すること。
- ③ 前2項に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

組織と主な業務

部	課	主な業務
総務部	総務課	人事労務、庶務、法務、文書管理
	管理課	予算、経理、契約、財産管理
企画部	研究企画課	法人業務の企画調整
	信頼性保証室	試験検査の信頼性確保業務
公衆衛生部	健康危機管理課	健康危機管理情報の収集と提供 基幹感染症情報センターの運営
	疫学解析研究課	疫学解析研究業務 循環器疾患予防業務
微生物部	細菌課	食品中の微生物の試験検査・試験法の開発 食中毒の原因因子の検索・同定
	ウイルス課	感染症の原因病原体の検索・確定診断、感染症発生动向調査 病原体を媒介する動物、節足動物の調査研究 感染症に関する疫学調査・解析・研究
衛生化学部	食品安全課	食品中の残留農薬、食品添加物、重金属等の試験検査、分析法の開発 栄養成分や機能成分等の試験検査、特定保健用食品の許可試験等
	食品化学課	医薬品等の品質確保及び健康被害防止に関する試験・研究
	医薬品課	危険ドラッグに関する試験・研究
	生活環境課	水道水等の微量有害物質の検査・研究 環境中の放射能調査、環境微生物の検査・研究

中期目標	(前文) 省略 第1 中期目標の期間 省略
------	--------------------------------

※中期計画・年度計画の順序は小項目番号の順序と異なる場合があります。

中期計画	第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (3) 試験検査機能の充実	大項目区分番号 1
------	---	------------------

中期目標	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。 その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪府が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (3) 試験検査機能の充実 研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る試験検査を常に迅速かつ正確に実施すること。その実施に際しては、全国ネットワークを活用し、最新の情報に基づいた試験検査の実施に努めること。また、試験検査における精度管理の重要性に鑑み、信頼性の確保を推進すること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
(3) 試験検査機能の充実						
最新の知見に基づき、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る以下の試験検査を実施する。収去検査においては標準処理期間内に検査結果を提供する。標準処理期間を超えた事例が発生した場合は、原因究明を行い、必要に応じて改善策を講じる。 ① 感染症に関する法令に基づく試験検査 感染症に関する法令に基づく病原体の検査を実施する。	最新の知見に基づき、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る以下の試験検査を実施する。収去検査においては標準処理期間内に検査結果を提供する。標準処理期間を超えた事例が発生した場合は、原因究明を行い、必要に応じて改善策を講じる。 ① 感染症に関する法令に基づく試験検査 ・感染症に関する法令に基づく病原体の検査を実施する。	各種公衆衛生に係る試験検査を充実させ、迅速で正確な試験検査結果の還元をすべく、以下の取組を行った。 ① 感染症に関する法令に基づく試験検査（事業年報参照） ・感染症発生動向調査事業（サーベイランス）に係る検査を実施した。 ・前年度に引き続き、エムボックスの検査を実施（6 症例、23 検体）した（全て陰性）。また、麻しん疑い症例について検査を実施した（197 症例 551 検体中、13 症例陽性、いずれも輸入症例者との接触またはワクチン接種後の症例）。 ・前年度に引き続き、腸管出血性大腸菌 0157、026、0111 の反復配列多型解析法（MLVA 法）による遺伝子型別結果から得られる疫学解析情報を関係行政機関（大阪府、大阪市、中核市）に適時提供した。	Ⅳ	Ⅳ	劇症型溶血性レンサ球菌感染症の起因菌株についての調査結果（海外で流行した病原性・伝播性が高い M1UK 系統株が大阪で流行した株の 9 割と一致）を公表し、医療関係者の感染予防対策に寄与した。 また、昨年に引き続き、急増した麻しん疑い症例（R4：62 件、R5：533 件、R6：551 件）について検査を迅速に実施し、検査結果を概ね当日以内に関係機関に提供することで、感染拡大防止に寄与した。 さらに、2025 年日本国際博覧会に向けた対策として、大阪市と協議し万博における食品衛生検査の検査項目を決定して、万博の安全な開催に向けた対策に取り組んだ。 加えて、突発的な紅麹配合食品による健康被害への対応については、	1

② 食品衛生に関する法令に基づく試験検査 大阪府及び大阪市の食品衛生監視指導計画に基づく検査を実施し、食中毒等の発生に際しては原因究明のための検査を実施する。 ③ その他の法令に基づく試験検査 食品表示、医薬品等、水道、家庭用品、その他公衆衛生に関連する法令等に基づく検査を実施する。 ④ 受託事業 国の機関等から委託される事業に基づく検査等を実施する。	・新型コロナウイルスの全ゲノム配列を調査し解析を行う。 ② 食品衛生に関する法令に基づく試験検査 ・大阪府及び大阪市の食品衛生監視指導計画に基づく検査を実施する。また、2025 年日本国際博覧会における食品衛生検査について大阪市と協議する。 ・食中毒等の発生に際して原因究明のための検査を実施する。 ③ その他の法令に基づく試験検査 ・食品表示、医薬品等、水道、家庭用品、その他公衆衛生に関連する法令等に基づく検査を実施する。 ④ 受託事業 ・厚生労働省からの受託事業である感染症流行予測調査事業、後発医薬品品質	・例年より増加している劇症型溶血性レンサ球菌感染症の起因菌株として、英国で流行した M1UK 系統株の関連が示唆されている。収集したレンサ球菌分離株が M1UK 系統株かどうかを調べ、ホームページで結果を公表した。 ・前年度に引き続き、結核菌遺伝子型別を実施し、解析情報を関係行政機関（大阪府、大阪市、中核市）に適時提供した。 ・新型コロナウイルス検査（191 検体）を実施した。 ・次世代シーケンサーを用いた新型コロナウイルスの全ゲノム配列解析（200 検体）を実施し、解析結果を関係機関（大阪府、医療機関）に還元した。 ② 食品衛生に関する法令に基づく試験検査（事業年報参照） ・大阪府及び大阪市の食品衛生監視指導計画に基づく微生物学的検査及び化学的検査を実施した。 ・2025 年日本国際博覧会における食品衛生検査について、大阪市と協議し、検査項目を決定した。 ・大阪市からの依頼を受け、国立医薬品食品衛生研究所と連携しながら、紅麹配合食品の最終製品ロットにおけるプレブルル酸の含有量及び、その他原因の可能性が疑われた複数物質の含有有無を検査した。当該物質の分析においては、主力機器として健康危機事象等に備え整備した分析機器（LC-QTOFMS 等）を活用し、突発的な検査に対応した。その他、大阪市内の紅麹配合食品旧製造工場の拭き取り検査ではプレブルル酸産生性青カビを検出し、更に青カビと紅麹菌の共培養試験を実施するなど、原因究明に取り組んだ。 ・大阪府及び大阪市、中核市から依頼の煮魚、フグ白子、揚げ魚の喫食による食中毒疑い事例について原因究明のための検査を行い、各結果を検査依頼元に報告した。 ・動物愛護の観点から、マウスを用いて実施しているフグ毒検査を機器分析により行うための検討を進めた。 ③ その他の法令に基づく試験検査（事業年報参照） ・食品表示法に基づき、栄養成分表示に関する検査を実施した。 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、危険ドラッグ、医療機器の検査及び大阪府知事への承認申請に伴う一般用の医薬品及び医薬部外品の製品試験を実施した。 ・水質汚濁防止法に基づき、排水検査を実施した。 ・水道法に基づき、水質検査を実施した。 ・温泉法に基づき、大阪府温泉資源保護調査に係る水質調査を実施した。 ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品検査を実施した。 ④ 受託事業（事業年報参照） ・感染症流行予測調査事業において、定期ワクチン接種対象の水痘、麻疹、ヒトパピローマウイルス、日本脳	高性能質量分析機器（LC-QTOFMS 等）を活用しているなど、大安研の検査体制が評価され、国立医薬品食品衛生研究所と連携した調査が実現した。連携調査では、最終製品ロットの検査や旧製造工場の拭き取り調査の結果、プレブルル酸産生性青カビを検出し、更に青カビと紅麹菌の共培養試験を実施するなど、原因究明に取り組んだ。 公衆衛生分野における検査研究機関としての役割を十分に果たし、計画以上の実績があったことから、自己評価の「Ⅳ」は妥当であると判断した。
--	---	--	---

	確保対策事業、食品試料調製事業等を実施する。 ・原子力規制庁からの受託事業である環境放射能水準調査事業を実施する。	炎、B型肝炎ウイルスに対する抗体価測定及びボリオウイルスの感染源調査を実施した。また府内の医療機関等から検体提供の協力を得て、流行株（肺炎球菌、インフルエンザ菌）の解析を実施した。 ・後発医薬品品質確保対策事業において後発医薬品の品質検査（溶出試験）等を行った。（医薬） ・食品試料調製事業において、トータルダイエツト試料及び個別食品試料の調製を実施した。 ・環境放射能水準調査事業において、府内6か所のモニタリングポスト連続測定や定時降水中全ベータ放射能、環境試料中ガンマ線核種分析等を実施した。 ・例年より増加している劇症型溶血性レンサ球菌感染症の起因菌株についての調査結果を公表するなど、関心の高い情報を提供できた。 ・昨年に引き続き増加した麻疹疑い症例について検査を実施し、結果を関係行政機関に適時提供した。 ・2025年日本国際博覧会における食品衛生検査項目を協議し、検査項目を決定した。 ・大阪市からの依頼により、国と役割分担しながら、紅麹配合食品の最終製品ロットの検査を実施した。フベール酸等の分析においては、健康危機事象等に備え整備した分析機器を主力機器として活用し、突発的な検査に対応した。また、旧製造工場の拭き取り調査、共培養試験の実施により原因究明に取り組んだ。 以上から、年度計画を上回って実施したと判断して自己評価は「Ⅳ」とした。				
⑤ 信頼性確保・保証業務の実施 各試験検査部門に応じて必要な内部精度管理を実施し、外部精度管理試験に参加する。 精度管理部門において毎年度各検査部門の内部監査等を実施し、信頼性の確保を行う。	⑤ 信頼性確保・保証業務の実施 ・感染症検査、食品衛生検査、水質検査、許可試験について、検査部門は内部精度管理を実施し、精度管理部門は内部精度管理の記録を点検する。 ・厚生労働省等が実施する外部精度管理調査に参加し、検査員の技能評価及び業務管理の適正な運用を確認する。 ・感染症検査、食品衛生検査、水質検査、及び許可試験に対する内部監査を実施する。また、医薬品GMP検査では自己点検の結果を確認する。 ・試験検査業務従事者等を対象に、業務管理や検査精度の向上に関する研修会を開催する。 ・信頼性確保部門職員を厚生労働省等が開催する研修に派遣し、業務管理の信頼性及び有効性を客観的に検証する知識及び能力の向上を図る。	⑤ 信頼性確保・保証業務の実施 ・感染症検査、食品衛生検査、水質検査、許可試験について、検査部門は内部精度管理を実施し、精度管理部門は内部精度管理の記録を点検した。 ・感染症検査4件、食品衛生検査8件、水質検査2件、食品表示に係る検査2件、医薬品試験1件の外部精度管理調査に参加し、概ね良好な結果を得た。 ・感染症検査、食品衛生検査、水質検査、許可試験、計量証明事業に対する内部監査を実施した。医薬品GMP検査の自己点検の結果を確認した。 ・試験検査業務従事者等を対象にした研修会を開催した。 ・厚生労働省主催の食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会、自治体職員向けISO/IEC 17025研修会、水道水質検査精度管理に関する研修を信頼性確保部門職員が受講した。 ・分析機器の技術研修及び細菌検査に関する技術研修に検	Ⅲ	Ⅲ	計画に基づき、信頼性確保に向けて内部精度管理(感染症検査、食品衛生検査、水質検査、許可試験などの分野で定期的に陽性・陰性コントロール試料を用いて正確性及び再現性を確認)を実施するとともに、外部精度管理調査への参加、外部研修への職員派遣等の人材強化にも取り組んだ。 さらに、信頼性保証業務については、所内向けのニュースレターの発行など、法人における安全文化の醸成に向け取り組んでいることから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	2

	・各検査部門の職員を国立研究機関や分析機器メーカー等が実施する技術研修や講習会に派遣し、最新の知見や検査技術の習得等による人材強化を図る。 ・試験検査に関するヒヤリハット事例等について、定期的に部門横断的な情報共有を推進し、試験検査の信頼性の向上と安全文化の醸成を図る。	査部門職員を派遣し、技術習得による人材強化を図った。 ・信頼性保証業務に関する所内向けのニュースレター第5号～第8号を発行した。 ・信頼性確保部門が各試験検査部門に対して、内部精度管理記録の点検、内部監査等を実施した。 ・外部精度管理調査に参加し、概ね良好な結果を得た。 ・外部機関の実施する技術研修に検査部門職員を派遣し、技術習得による人材強化を図った。 ・ニュースレターを発行し、信頼性確保にかかる情報の共有化や知識向上を図った。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				
--	--	--	--	--	--	--

中期計画	第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (4) 調査研究機能の充実	大項目区分番号 2
------	--	------------------

中期目標	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。 その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪府が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (4) 調査研究機能の充実 全国ネットワークを活用し、公衆衛生における多様な社会的ニーズや住民の関心を的確に把握し、検査方法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に取り組むこと。また、その成果を行政施策に反映させるように努めること。 ① 調査研究課題の設定 取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。 ② 調査研究の推進 社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備する等の取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。 ③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保 地方衛生研究所としての特性をいかして、競争的外部研究資金も活用し、学術分野や産業界等と共同研究、調査研究等を推進すること。 ④ 調査研究の評価 調査研究課題については、社会的ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価			小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等		
(4) 調査研究機能の充実							
調査研究機能の継続的な向上を図るため、地方衛生研究所の強みや特徴を最大限活用し、以下の取組を行う。	調査研究機能の継続的な向上を図るため、全国ネットワーク及び地方衛生研究所の強みや特徴を最大限活用し、以下の取組を行う。	調査研究機能の継続的な向上を図るべく以下の取組を行い、行政の要請や社会的な課題へ対応するための研究を推進した。	Ⅲ	Ⅲ	行政のニーズに合わせた調査研究では、水環境に関する衛生学的研究で培われた知見を活かしたレジオネラ問題への貢献やHTLV-1の水平感染に関して、国内初の事例を突き止め報告するなど、研究成果を行政へ還元するとともに「自閉スペクトラム症における心臓血管病リスクと環境要因との関連性の解明」等の重点研究課題についても確実に推進した。	3	
① 調査研究課題の設定 公衆衛生施策の社会的ニーズや住民の関心を、全国ネットワークや関係会議等、様々な機会を通じてきめ細かく把握する。	① 調査研究課題の設定 行政との協議や、関連学会で得られた情報より、疫学分野、感染症分野、食品衛生分野、医薬品分野、生活環境分野において調査研究課題を設定する。	① 調査研究課題の設定 行政との協議、関連学会で得られた情報、及び社会的ニーズへの適合性、見込まれる成果の還元などを踏まえ、調査研究審査委員会の審議を経て調査研究課題を設定した。			研究の論文発表・著書等による成果発表数は85件であり、数値目標の【76件】を上回った。		
② 調査研究の推進 ア 公衆衛生行政に必要な実態把握や、各種検査方法の開発及び改良等について	② 調査研究の推進 ア 行政依頼検査等の分析法や健康危機事象の原因物質検出方法の開発・改良の取組みや、病因因子の探索等を通常	② 調査研究の推進 ア 通常研究課題を以下の通り設定し、調査研究を推進するとともに、研究成果を行政に還元した。（詳細は参考資料1参照）					

は、通常研究課題として位置づけて実施する。	研究課題として位置付け、調査研究を推進する。	<table><tr><th>No</th><th>主担</th><th>研究対象</th><th>研究手法</th><th>研究目的</th><th>成果還元</th></tr><tr><td>1</td><td>疫解</td><td>各種感染症 生活習慣病</td><td>動向解析 疫学解析</td><td>流行予測 生活習慣病 予防</td><td>まん延防止 保健事業</td></tr><tr><td>2</td><td>微部</td><td>腸管感染症</td><td>流行株解析 検出法開発</td><td>病原因子解 明、流行状 況把握</td><td>食中毒原因 解明、まん 延防止</td></tr><tr><td>3</td><td>微部</td><td>呼吸器感染症</td><td>流行株解析</td><td>流行状況把 握</td><td>まん延防止</td></tr><tr><td>4</td><td>ウイ</td><td>HIV 感染者</td><td>性感染症検 査</td><td>実態調査</td><td>府・病院へ 情報提供</td></tr><tr><td>5</td><td>微部</td><td>動物由来感染 症</td><td>実態調査</td><td>情報提供</td><td>安全性確保</td></tr><tr><td>6</td><td>食安</td><td>器具・容器包 装材料</td><td>分析法開発</td><td>効率化</td><td>食品衛生法 対応</td></tr><tr><td>7</td><td>食安 食化</td><td>健康危害物質</td><td>分析法開発 実態調査</td><td>食中毒対応 情報提供</td><td>安全性確保</td></tr><tr><td>8</td><td>食化</td><td>残留農薬等</td><td>分析法開発</td><td>効率化</td><td>食品衛生法 対応</td></tr><tr><td>9</td><td>食安 食化</td><td>食品添加物等 食品成分</td><td>分析法開発 機能評価</td><td>効率化 情報提供</td><td>食品衛生法 対応</td></tr><tr><td>10</td><td>医薬</td><td>医薬品等</td><td>分析法開発</td><td>効率化</td><td>安全性確保</td></tr><tr><td>11</td><td>医薬</td><td>危険ドラッグ</td><td>分析法開発 活性評価</td><td>効率化 薬物評価</td><td>安全性確保</td></tr><tr><td>12</td><td>生環</td><td>水環境</td><td>分析法開発 実態調査</td><td>効率化 情報提供</td><td>安全性確保</td></tr><tr><td>13</td><td>生環</td><td>生活衛生</td><td>分析法開発 実態調査</td><td>効率化 情報提供</td><td>安全性確保</td></tr></table> 個別研究に関する行政還元方法の一覧 <table><tr><th rowspan="2">所属</th><th rowspan="2">課題数</th><th colspan="4">行政還元の方法*</th></tr><tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th></tr><tr><td>公衆衛生部</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>微生物部</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>食品安全課 食品化学課</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>医薬品課</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>生活環境課</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td>13</td><td>11</td><td>12</td><td>12</td><td>2</td></tr></table> * 複数該当する場合あり 〔行政還元の方法〕 A 現行の行政検査等の迅速化、精度向上など(検査方法の開発等) B 現在、問題となっている行政課題への対応 C 今後、問題となってくる行政課題への事前対応、準備対応 D 説明会などによる行政等への情報提供	No	主担	研究対象	研究手法	研究目的	成果還元	1	疫解	各種感染症 生活習慣病	動向解析 疫学解析	流行予測 生活習慣病 予防	まん延防止 保健事業	2	微部	腸管感染症	流行株解析 検出法開発	病原因子解 明、流行状 況把握	食中毒原因 解明、まん 延防止	3	微部	呼吸器感染症	流行株解析	流行状況把 握	まん延防止	4	ウイ	HIV 感染者	性感染症検 査	実態調査	府・病院へ 情報提供	5	微部	動物由来感染 症	実態調査	情報提供	安全性確保	6	食安	器具・容器包 装材料	分析法開発	効率化	食品衛生法 対応	7	食安 食化	健康危害物質	分析法開発 実態調査	食中毒対応 情報提供	安全性確保	8	食化	残留農薬等	分析法開発	効率化	食品衛生法 対応	9	食安 食化	食品添加物等 食品成分	分析法開発 機能評価	効率化 情報提供	食品衛生法 対応	10	医薬	医薬品等	分析法開発	効率化	安全性確保	11	医薬	危険ドラッグ	分析法開発 活性評価	効率化 薬物評価	安全性確保	12	生環	水環境	分析法開発 実態調査	効率化 情報提供	安全性確保	13	生環	生活衛生	分析法開発 実態調査	効率化 情報提供	安全性確保	所属	課題数	行政還元の方法*				A	B	C	D	公衆衛生部	1		1	1		微生物部	4	3	4	3	1	食品安全課 食品化学課	4	4	3	4		医薬品課	2	2	2	2		生活環境課	2	2	2	2	1	合計	13	11	12	12	2	また、外部有識者による調査研究評価において、対象課題の総合評価は平均 3.85（5段階評価）であった。 最新の技術や知見を収集して調査研究に取り組み、研究成果の発表数が増えるなど、調査研究機能の充実に向けた取組みを着実に進めていることから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。
No	主担	研究対象	研究手法	研究目的	成果還元																																																																																																																																
1	疫解	各種感染症 生活習慣病	動向解析 疫学解析	流行予測 生活習慣病 予防	まん延防止 保健事業																																																																																																																																
2	微部	腸管感染症	流行株解析 検出法開発	病原因子解 明、流行状 況把握	食中毒原因 解明、まん 延防止																																																																																																																																
3	微部	呼吸器感染症	流行株解析	流行状況把 握	まん延防止																																																																																																																																
4	ウイ	HIV 感染者	性感染症検 査	実態調査	府・病院へ 情報提供																																																																																																																																
5	微部	動物由来感染 症	実態調査	情報提供	安全性確保																																																																																																																																
6	食安	器具・容器包 装材料	分析法開発	効率化	食品衛生法 対応																																																																																																																																
7	食安 食化	健康危害物質	分析法開発 実態調査	食中毒対応 情報提供	安全性確保																																																																																																																																
8	食化	残留農薬等	分析法開発	効率化	食品衛生法 対応																																																																																																																																
9	食安 食化	食品添加物等 食品成分	分析法開発 機能評価	効率化 情報提供	食品衛生法 対応																																																																																																																																
10	医薬	医薬品等	分析法開発	効率化	安全性確保																																																																																																																																
11	医薬	危険ドラッグ	分析法開発 活性評価	効率化 薬物評価	安全性確保																																																																																																																																
12	生環	水環境	分析法開発 実態調査	効率化 情報提供	安全性確保																																																																																																																																
13	生環	生活衛生	分析法開発 実態調査	効率化 情報提供	安全性確保																																																																																																																																
所属	課題数	行政還元の方法*																																																																																																																																			
		A	B	C	D																																																																																																																																
公衆衛生部	1		1	1																																																																																																																																	
微生物部	4	3	4	3	1																																																																																																																																
食品安全課 食品化学課	4	4	3	4																																																																																																																																	
医薬品課	2	2	2	2																																																																																																																																	
生活環境課	2	2	2	2	1																																																																																																																																
合計	13	11	12	12	2																																																																																																																																

イ 地域に特有の課題をはじめ、行政からのニーズや緊急性が高い分野について、重点研究課題に位置づけ調査研究を推進する。 ウ 国内外を問わず各種学会等に参加し、最新の技術や知見を収集して調査研究に取り組み、調査研究の成果として論文発表等を行う。 【数値目標】 論文、著書等による成果発表 5年間で 380 件 ③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保 ④ 調査研究の評価 ア 各調査研究課題については、社会的ニーズへの適合性、保健施策や住民に対して見込まれる成果の還元、必要経費などの観点から、研究所において実施の適否を事前に評価する。 イ 調査研究課題については、外部有識者で構成する調査研究評価委員会の評価を受けるとともに、指摘事項に対して改善措置を行う。また、評価結果については、ホームページ等を通して公表する。	イ 行政からのニーズや緊急性が高い分野の研究課題については、研究審査委員会で選抜して重点研究課題として推進する。 ウ 国内外の研究機関と連携し、最新の技術や知見を収集して調査研究に取り組み、成果を各種学会や論文等で発表する。 【数値目標】 論文、著書等による成果発表 76 件以上 ③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保 ④ 調査研究の評価 ア 各調査研究課題については、社会的ニーズへの適合性、保健施策や住民に対して見込まれる成果の還元、必要経費などの観点から、また、研究の進捗や成果等の状況から、調査研究審査委員会において、実施及び継続の適否を事前に判定する。 イ 調査研究課題は、地方衛生研究所で実施する研究としての必要性、研究の方向性や学術的水準について、外部有識者で構成する調査研究評価委員会において評価を受けるとともに、指摘事項に対して改善措置を行う。また、評価結果については、ホームページ等を通して公表する。	イ 法人内における申請課題の中から、調査研究審査委員会で審議選定し、「自閉スペクトラム症における心臓血管病リスクと環境要因との関連性の解明」「高病原性 A 群溶血性レンサ球菌 UK 系統株のリアルタイム PCR 検出法の開発とゲノム解析」「梅毒トレポネーマに関する研究」を重点研究に位置づけ、研究を実施している。 ウ 各種学会等に参加し、学会発表等を行った。また、論文発表等に取り組み、研究成果の社会的な還元を推進した。 <table><tr><th colspan="5">論文、著書等による成果発表</th></tr><tr><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th></tr><tr><td>91</td><td>85</td><td>85</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> (詳細は事業年報参照) ③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保 (小項目 4 に分類) ④ 調査研究の評価 ア 社会的ニーズ、行政・住民への成果還元などを照らし合わせ、研究目的、必要経費、病原体利用の有無、倫理審査の要否、利益相反管理等の観点、及びこれまでの進捗状況を踏まえ、調査研究審査委員会において研究課題の実施に関する審査を行った。 イ 調査研究評価委員会を 12 月に開催し、外部有識者から研究課題の評価を受けた。評価対象となった課題についての総合評価は、5 段階評価（1：再考すべき 2：改善を要する 3：標準的である 4：優れている 5：非常に優れている）で 3.3～4.6（平均 3.85）であり、その結果をホームページで公表した。指摘事項については、個別に対応を検討し、評価委員に回答した。 (詳細は参考資料 2 参照) ・重点研究課題として「自閉スペクトラム症における心臓血管病リスクと環境要因との関連性の解明」、「高病原性 A 群溶血性レンサ球菌 UK 系統株のリアルタイム PCR 検出法の開発とゲノム解析」、「梅毒トレポネーマに関する研究」を選定・推進した。 ・研究の論文発表・著書等による成果発表数は 85 件であり、数値目標の【76 件】を上回った。 ・外部有識者による調査研究評価において、対象課題の総合評価は平均 3.85（5 段階評価）であった。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。	論文、著書等による成果発表					R4	R5	R6	R7	R8	91	85	85	－	－				
論文、著書等による成果発表																					
R4	R5	R6	R7	R8																	
91	85	85	－	－																	

(4) 調査研究機能の充実 ③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保 ア 文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金をはじめとした競争的外部研究資金による研究を実施するための取組を行う。 【数値目標】 競争的外部研究資金への応募数を5年間で200件以上 イ 学術分野や産業界等との連携を深め、受託研究や共同研究等を推進する。	③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保 ア 競争的外部研究資金の募集情報を収集し、研究員に対して周知を行うとともに、応募を奨励するなどして研究資金の獲得を図る。 【数値目標】 競争的外部研究資金への応募数を40件以上 イ 学術分野や産業界等と連携し、受託研究や共同研究等を推進する。	③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保 ア ・研究資金の獲得を図るため、情報提供された外部資金応募情報を速やかに周知するとともに、別途、応募可能な外部資金情報を収集し、研究員に周知することで応募数の向上に取り組んだ。 ・令和4年度に整備した科学研究費申請促進事業を継続し、研究支援を実施した6件のうち3件が令和7年度文科科学研究費に採択された。 ・令和6年度新たに整備した若手研究員スタートアップ支援事業を開始し、競争的外部資金の獲得を目指した（3件）。 ・令和4年度に整備したオープンアクセス支援事業を継続し、学術論文のオープンアクセス化に係る費用を支援した。 外部資金等への応募（代表者として応募した件数） <table><tr><td>種別</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>文科科研費</td><td>29</td><td>41</td><td>39</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>その他国</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>民間団体等</td><td>6</td><td>8</td><td>18</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>合計</td><td>36</td><td>49</td><td>57</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> （詳細は参考資料3参照） 文科科研費補助金による研究課題数 <table><tr><td>種別</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>研究代表者</td><td>53</td><td>50</td><td>46</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>研究分担者</td><td>13</td><td>16</td><td>13</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> （詳細は事業年報参照） イ 厚労省、内閣府、自治体、企業等の受託研究を10件、国・自治体、企業、大学等と連携した共同研究を28件実施した。 （詳細は事業年報参照） 受託研究件数の内訳 <table><tr><td>受託元</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>国（厚労省等）</td><td>6</td><td>7</td><td>6</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>自治体</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>企業</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>合計</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>	種別	R4	R5	R6	R7	R8	文科科研費	29	41	39	－	－	その他国	1	0	0	－	－	民間団体等	6	8	18	－	－	合計	36	49	57	－	－	種別	R4	R5	R6	R7	R8	研究代表者	53	50	46	－	－	研究分担者	13	16	13	－	－	受託元	R4	R5	R6	R7	R8	国（厚労省等）	6	7	6	－	－	自治体	0	0	0	－	－	企業	4	3	4	－	－	合計	10	10	10	－	－	Ⅲ	Ⅲ	法人として取り組んでいる科学研究費申請促進事業において文科科学研究費に3件採択されるなど、外部資金獲得に向けての独自の取り組みの成果が表れている。 さらに、令和6年度の科研費においては、全国の地衛研で最も多い30件（新規19件、継続11件）の採択を受けた。（出典：独立行政法人日本学術振興会「研究者が所属する研究機関別採択件数配分一覧」（令和6年度）） また、新たに若手研究員スタートアップ支援事業を実施し、将来の競争的外部資金獲得につながる基盤整備を図った。 さらに、外部資金への応募は57件であり、数値目標の【40件】を上回ったことに加え、学術分野や産業界との受託・共同研究の実績も積み重ねている（受託研究10件、共同研究28件）ことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	4
種別	R4	R5	R6	R7	R8																																																																															
文科科研費	29	41	39	－	－																																																																															
その他国	1	0	0	－	－																																																																															
民間団体等	6	8	18	－	－																																																																															
合計	36	49	57	－	－																																																																															
種別	R4	R5	R6	R7	R8																																																																															
研究代表者	53	50	46	－	－																																																																															
研究分担者	13	16	13	－	－																																																																															
受託元	R4	R5	R6	R7	R8																																																																															
国（厚労省等）	6	7	6	－	－																																																																															
自治体	0	0	0	－	－																																																																															
企業	4	3	4	－	－																																																																															
合計	10	10	10	－	－																																																																															

		共同研究件数の内訳 <table><tr><td>共同研究先</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>国・自治体</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>企業</td><td>10</td><td>11</td><td>14</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>大学</td><td>11</td><td>11</td><td>12</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>合計</td><td>23</td><td>24</td><td>28</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> ・研究環境支援を目的とした科学研究費申請促進事業の支援対象研究課題 6 件のうち 3 件が令和 7 年度文科科学研究費に採択された。 ・新たに若手研究員スタートアップ支援事業を開始し、競争的外部資金の獲得に向けた支援を実施した。 ・外部資金への応募は 57 件であり、数値目標の【40 件】を上回った。 ・学術分野や産業界等との受託研究を 10 件、共同研究を 28 件実施した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。	共同研究先	R4	R5	R6	R7	R8	国・自治体	2	2	2	－	－	企業	10	11	14	－	－	大学	11	11	12	－	－	合計	23	24	28	－	－				
共同研究先	R4	R5	R6	R7	R8																															
国・自治体	2	2	2	－	－																															
企業	10	11	14	－	－																															
大学	11	11	12	－	－																															
合計	23	24	28	－	－																															

中期計画	第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実 (6) 研修指導体制の強化	大項目区分番号 3
------	--	------------------

中期目標	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。 その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実 感染症情報センターとして、感染症情報の収集・解析・提供に関する機能を充実させるとともに、地域保健対策に係る支援の充実を図ること。あわせて、住民に対して提供されるサービスでもあることから、住民が容易に理解でき、生活に役立てられるよう、工夫して積極的な広報に努めること。 (6) 研修指導体制の強化 地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するように努めること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実						
ア 大阪府からの受託事業である感染症情報センターは、基幹地方感染症情報センターとして府内保健所、地方感染症情報センターとの定期的な情報共有を行い、感染症発生動向調査に検査データや疫学情報等を加えて解析を進めるとともに、その成果を行政担当部局に還元する。	ア ・感染症情報センターにおいて、感染症解析委員会を毎週開催し、府内保健所、医師会等と情報共有を行う。 ・感染症発生動向調査に検査データや疫学情報等を加えて解析を進めるとともに、その成果を行政担当部局に還元する。 ・2025 年日本国際博覧会の感染症対策として、行政担当部局や国立感染症研究所等と連携し、強化サーベイランスを令和 7 年 1 月より開始する。	ア ・感染症情報センターにおいて、感染症情報解析委員会を毎週開催して大阪府、府内保健所、府医師会、他の地方衛生研究所と連携し、大阪府内外の感染症情報を共有した。 ・感染症発生動向の集計を目的に週報作成システム（案）を構築した。 ・検査データや疫学情報等を加えた解析結果について、大阪府保健所での結核コホート会議、大阪市保健所での感染症発生動向調査解析検討会、結核解析評価検討会、結核分子疫学検討会、大阪市感染症発生動向調査委員会などで情報を還元した。 ・日本国際博覧会に向けて、大阪府市、国立感染症研究所、博覧会協会と月 1 回以上の会議を開催した。令和 7 年 1 月より大阪・関西万博感染症情報解析センターの運用を開始し、万博に影響する感染症情報を幅広く集約した。感染拡大や重症例発生等についてリスク評価を実施し、万博協会や保健所等へ週報としてフィードバックした。	Ⅲ	Ⅲ	感染症情報センターにおいて、関係機関と連携し府内外の感染症情報を共有した上で、府内の流行状況を発信した。 また、大阪・関西万博感染症情報解析センターの運用を開始し、感染拡大や重症例発生等のリスク評価結果を関係機関に提供した。 さらに、感染症情報の住民発信については、ホームページにおけるトピックスの発信に加えて、今年度より新たに「大安研公開講座」を開催し、感染症など身近なテーマを題材に講演を行った。 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実に取り組んだことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	5
イ 感染症に関する知見をはじめとする研究所が有する情報については、専門家及び住民の双方に役立つよう、工夫して発信する。	イ ホームページ及び報道機関連絡会を活用して、国内外で流行している感染症に関する最新の情報を住民に適時分かりやすく発信し、感染症の予防啓発を行う。	イ 感染症に関する最新の情報を発信し、感染症予防啓発を目的に以下の取組を行った。 ・感染症情報センターの週報に併せて、RS ウイルス感染症、手足口病、重症熱性血小板減少症候群、侵襲性髄膜炎				

		炎菌感染症など、府内の流行状況を反映したトピックスを発信した。 ・大安研メルマガに感染症週報を掲載し、大阪府の感染症情報を発信した。 ・注目すべき感染症として新型コロナウイルス感染症、梅毒、劇症型レンサ球菌感染症、マイコプラズマ肺炎などについて最新情報をわかりやすく発信した。 ・報道機関に対する連絡会を毎月1回開催し、大阪府の感染症情報や新型コロナウイルス感染症等について解説を行った。 ・今年度より新たに「大安研公開講座」を開催し、感染症など身近なテーマを題材に講演した。 報道された件数 <table><tr><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>49</td><td>22</td><td>60</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> (詳細は事業年報参照) ・感染症情報センターにおいて関係機関と連携し、大阪府内外の感染症情報を共有した。 ・大阪・関西万博感染症情報解析センターの運用を開始し、感染拡大や重症例発生等のリスク評価結果を関係機関（万博協会や保健所等）に提供した。 ・感染症情報センターの週報に併せて、府内感染症の流行状況を反映したトピックスを発信した。 ・今年度より新たに「大安研公開講座」を開催し、感染症など身近なテーマを題材に講演した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。	R4	R5	R6	R7	R8	49	22	60	－	－				
R4	R5	R6	R7	R8												
49	22	60	－	－												

(6) 研修指導体制の強化																								
公衆衛生に係る研修指導強化のため、以下の取組を行う。 ア 府内保健所等の検査業務に携わる職員を対象とした技術研修を実施する。 【数値目標】 研修回数 5年で60回以上		公衆衛生に係る研修指導強化のため、以下の取組を行う。 ア 府内保健所職員や各種監視員など、検査業務に携わる職員等を対象とした技術研修を実施する。 【数値目標】 研修回数 12回以上		公衆衛生に係る研修指導を以下のように実施した。 (詳細は事業年報参照) ア 府市及び中核市等の食品衛生監視員、環境衛生監視員、薬事監視員や検査担当職員等に対して、細菌検査、理化学検査の技術研修や精度管理研修等を実施した。水道水質検査外部精度管理では、外れ値を提出した参加機関に対して、その原因究明と改善のためのフォローアップを実施した。また、受講者の意見を積極的に取り入れるためにアンケート等を実施し、研修内容の充実を図った。 <table><tr><td colspan="5">府内関係職員を対象とした研修回数</td></tr><tr><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>20</td><td>23</td><td>35</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>		府内関係職員を対象とした研修回数					R4	R5	R6	R7	R8	20	23	35	－	－	Ⅲ		Ⅲ	
府内関係職員を対象とした研修回数																								
R4	R5	R6	R7	R8																				
20	23	35	－	－																				
イ 国内外公衆衛生関係者や大学生などを対象に、講演又は実技演習形式の研修を行う。 【数値目標】 研修・見学受入れ人数を5年間で1000人以上		イ 国内外公衆衛生関係者や大学生などを対象に、講演又は実技演習形式の研修を実施する。 【数値目標】 研修・見学受入れ人数を200人以上		イ 国内外の公衆衛生関係者や大学生等に対して、感染症や食品衛生、環境衛生等に関する研修や講義、地方衛生研究所の各種業務紹介や見学等を実施した。 新施設の実習室において技術研修を実施し、公衆衛生分野の人材育成に貢献した。 <table><tr><td colspan="5">国内外関係者の研修・見学者数</td></tr><tr><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>317</td><td>246</td><td>204</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>		国内外関係者の研修・見学者数					R4	R5	R6	R7	R8	317	246	204	－	－				
国内外関係者の研修・見学者数																								
R4	R5	R6	R7	R8																				
317	246	204	－	－																				
ウ 外部の公衆衛生関係機関等で実施される研修等に、講師として職員を派遣する。		ウ 派遣要請に応じて、外部の公衆衛生関係機関で実施される研修等に職員を講師として派遣する。		ウ 府内保健所や医療機関等が主催する研修会等に研究員を講師として派遣した。(事業年報参照) ・府内関係職員に対する技術研修は35回実施し、数値目標の【12回】を上回った。 ・公衆衛生関係者や大学生204人を対象に研修を実施し、数値目標の【200人】を上回った。 ・実習室を活用した技術研修を行うなど、公衆衛生分野の人材育成に貢献した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。																				
								6																

中期計画	第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (1) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割 (2) 平常時における健康危機事象発生時への備え 2 地方衛生研究所の広域連携における役割 国立研究機関や近畿をはじめとする地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、研究所間の連携が有効に機能するように、以下の取組を行う。 3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開 西日本の中核的な地方衛生研究所を目指し、他の地方衛生研究所にはない検査技術・情報や経験の蓄積等を行うため、以下の取組を行う。	大項目区分番号 4

中期目標	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (p13に記載) 2 地方衛生研究所の広域連携における役割 (1) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 全国ネットワークにおける連携を強化するとともに、国立研究機関と連携し、研究レベルの向上を図ること。 (2) 全国の地方衛生研究所との連携 地方衛生研究所全国協議会の一員として引き続き連携を図るとともに、特に東京都健康安全研究センターとの連携を図ることにより、西日本において地方衛生研究所の中核としての役割を果たすこと。 (3) 行政機関等との連携 府内の中核市、地方衛生研究所、大阪市立環境科学研究センター等と連携し、機能強化を図ること。 (4) 災害時や健康危機事象発生時における連携 災害時や健康危機事象発生時において国立研究機関、地方衛生研究所等と連携し、情報の共有化及び相互の協力を図ること。 3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開 西日本の中核的な地方衛生研究所として、健康危機に関わる情報収集や発信機能の更なる充実強化を図るとともに、病原体の解析等により公衆衛生情報の解析機能を向上させ、疫学調査等への取組を強化すること。また、必要な人的及び物的資源を確保して公衆衛生行政の実施主体である自治体や保健所に対し、研究所が有する技術及び知見を提供するとともに、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行うこと。さらに、人材育成においては自治体のみならず、学術分野及び産業界との連携も図ること。また、産業界に対しての専門性に基づく相談機能の拡充を図ること。 新たな事業展開に当たっては、地方衛生研究所としての機能に支障が生じないよう十分配慮すること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
2 地方衛生研究所の広域連携における役割						
国立研究機関や近畿をはじめとする地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、研究所間の連携が有効に機能するように、以下の取組を行う。 (1) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 地方衛生研究所全国協議会の一員として、公衆衛生情報研究協議会、衛生微生物技術協議会及び全国衛生化学技術協議会等に積極的に参加し、国立研究機関と連携して技術レベルの向上を図る。	国立研究機関や近畿をはじめとする地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、研究所間の連携が有効に機能するように、以下の取組を行う。 (1) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 ・地方衛生研究所及び国立研究機関と検査技術に関する情報交換を行い、新しい技術の導入に関する知見を得て、検査技術のレベル向上を図る。 ・引き続き、法人内の国立感染症研究所実地疫学研修拠点と連携しながら、〇-	(1)全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 以下の通り、全国の地方衛生研究所及び国立研究機関と検査技術に関する情報交換を行い、検査技術のレベル向上を図った。 ・全国協議会（公衆衛生情報、衛生微生物、衛生化学）での研究成果発表や情報交換、研修会への講師派遣により、検査等の技術レベルの向上を図った。 ・地衛研における顕著な業績や貢献度が認められ、昨年度に引き続き令和6年度全国協議会会長表彰を受賞した。 ・令和5年度より大安研内に設置された国立感染症研究所の実地疫学専門家研修拠点（FETP大阪拠点）が法人	Ⅲ	Ⅲ	国立感染症研究所と連携を図り、府内保健所における疫学調査等の活動を支援したほか、保健所からの依頼を受け、食品、食中毒、感染症、家庭用品、水質等について2,373件の検査に対応した。 また、健康危機事象の模擬訓練を主催し、近畿ブロック全体の危機対応能力の向上に寄与するなど、計画に基づき着実に取り組んだことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	7

(2) 全国の地方衛生研究所との連携 東京都健康安全研究センターをはじめとする他の地方衛生研究所と連携し、検査機能の向上に取り組む。 (3) 行政機関等との連携 ア 府内保健所等で実施できない高度な試験検査については、研究所で検査依頼を受け入れる。 イ 大阪市立環境科学研究センターと共同研究等により連携し、研究分野で機能強化を図る。	F E I T 活動を充実させる。 ・国立感染症研究所が月報として発行する病原微生物検出情報に参画し、細菌、ウイルス及び寄生虫情報等の検出情報を提供する。 (2) 全国の地方衛生研究所との連携 ・地方衛生研究所全国協議会近畿支部の活動等に参画し、検査機能の向上に取り組む。 ・東京都健康安全研究センターと連携し、大阪府薬物指定審査会に諮問する候補物質の活性評価等を行う。 (3) 行政機関等との連携 ア 府内保健所等で実施できない高度な試験検査については、研究所で検査依頼を受け入れる。 イ 大阪市立環境科学研究センターと連携し、衛生と環境の両分野にまたがる共同研究を実施する。	内の感染症関連ミーティングに参加するなど、日常的に連携した。また、O-F E I T が F E T P 大阪拠点と連携しながら府内保健所の疫学調査等の支援活動を行った（疫学調査支援 7 件、研修 6 回）。 ・国立感染症研究所が厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課と共同で定期発行している感染症情報誌「病原微生物検出情報（I A S R）」に誌上発表した。 (2) 全国の地方衛生研究所との連携 ・全国協議会近畿支部の活動である理化学、細菌、ウイルス、疫学情報、自然毒の各部会の活動に参加し、各専門分野での検査機能の向上に取り組んだ。 ・近畿支部疫学情報部会の事務局として、健康危機事象の発生を想定した模擬訓練を主催した。参加した近畿ブロック 15 地研は、危機管理要領や検査マニュアル等の点検及び課題の確認を行った。大安研は訓練結果を検証し、結果を近畿支部疫学情報部会研究会で報告した。 ・衛生微生物技術協議会における近畿のレファレンスセンターとして、16 種中 12 種の微生物等を担当し、近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼に対応した。 ・地方衛生研究所全国協議会が主催するゲノム解析WGの一員として、解析マニュアルの作成に貢献した。 ・地衛研における長年の功績が認められ、昨年度に引き続き令和 6 年度全国協議会近畿支部長表彰を受賞した。 ・知事指定薬物候補となる危険ドラッグ成分を合成し、東京都健康安全研究センターと連携して 4 化合物を対象として活性評価を実施した。その結果に基づき、大阪府薬物指定審査会で 4 品目が新たに知事指定薬物となった。 (3) 行政機関等との連携 ア 府内保健所等からの依頼により、以下の取組を行った。 ・中核市保健所等から、食品、食中毒、感染症、家庭用品、水質等について、合計 2,373 件の依頼を受け、検査を実施した。 イ 大阪市立環境科学研究センターと以下の共同研究等を実施し、衛生と環境の両分野にまたがる課題への対応能力を強化した。 ・プラスチック製器具・容器包装に含有される化学物質に関する研究を共同で実施した。 ・大気中マイクロプラスチックの長期変動解析と発生源解明に関する研究を共同で実施した。 ・北港処分地の衛生動物調査に協力した。 ・生物環境調査に同行し、昆虫類等の同定に協力した。 ・国立感染症研究所（F E T P 大阪拠点を含む）と連携し、O-F E I T が府内保健所の疫学調査等を支援した。			
--	--	---	--	--	--

		・近畿支部疫学情報部会において健康危機事象の模擬訓練を主催し、結果を近畿ブロックの地衛研と共有した。 ・衛生微生物協議会における近畿のレファレンスセンターとして、16 種中 12 種の微生物を担当し、近畿の地方衛生研究所からの技術協力依頼に対応した。 ・東京都健康安全研究センターと連携し、知事指定薬物候補として評価した危険ドラッグ 4 品目が、新たに知事指定薬物に指定された。 ・府内保健所等（中核市）から 2,373 件の依頼を受け、検査を実施した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				
--	--	--	--	--	--	--

中期目標	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。 その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院（以下「国立研究機関」という。）、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。
	1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (1) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割 健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、大阪府及び大阪市の保健所等の行政機関や大阪市立環境科学研究所センターとも十分に連携し、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康に係る被害の拡大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。 (2) 平常時における健康危機事象発生時への備え 平常時より、健康危機事象発生時を想定した運用やマニュアルの検証等により、健康危機事象がいつ発生しても迅速かつ確実に対応できる体制を確保すること。また、アウトブレイク時における行政検査の依頼の急増にも対応できるよう、他機関との連携も含め柔軟な検査体制の構築及び検査用資材・備蓄の確保等、機動的な体制を構築すること。

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化			Ⅳ	Ⅳ		8
(1) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割 健康危機事象発生時等の際には、健康危機管理部門において、一元的に情報収集及び情報提供等の事務を行い、大阪府及び大阪市の保健所などの行政機関や大阪市立環境科学研究所センターとも十分に連携し、各検査担当課においてこれまで蓄積された、人材、機器及びノウハウ等の資材を結集し、原因究明のための科学的調査や疫学調査支援を実施する。	(1) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割 - 関係機関からの当該事象に関する情報（事件規模、発生地域、症状等）の収集や、報道機関への情報提供並びに関係機関との連絡等を、健康危機管理課において一元的に行う。 - 大阪府及び大阪市の間で締結した「健康危機事象発生時等における業務の実施に関する基本協定書」並びに、府内7中核市との間で締結した「感染症及び食中毒等による健康危機事象発生時における検査業務の協力協定書」に基づいて迅速に対応する。 - 大阪健康安全基盤研究所疫学調査チーム（O-F EIT）への派遣要請に基づいて、当該保健所等が実施する疫学調査に	(1) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割 - 大阪市からの要請を受け、「紅麹配合食品に係る大阪市食中毒対策本部」に参画し、本部員として検査等の説明・報告を行った。また、法人内に対策本部を設置し、情報収集や所内対応の協議を行うとともに大阪市や報道機関等との連絡等を行った。大阪市からの依頼に基づき、多様な専門性を有する人材や幅広い分析機器を有する法人のスケールメリットを最大限に活用し、原因究明のための検査体制（衛生化学部・微生物部）を速やかに整備した。大阪市との緊密な連携の下、科学的知見をふまえ、大安研が検査方針や対応策について積極的に提案した結果、状況に応じた柔軟な検査対応が可能となった。 - R5 年度に構築した横断的情報共有体制を活用し、府内で発生した麻しんに関する疫学情報を迅速に収集・整理して府内関係各所（府内保健所、本庁）を通じて感染拡大防止に努めた。 - 大阪府市や中核市と締結した協定書に従って、食中毒等の検査に迅速に対応した。 - 派遣要請に基づきO-F EITによる疫学調査支援（紅麹配合食品に係る健康被害、薬剤耐性菌症）及び相談対応（薬剤耐性菌症等）を保健所に対して実施した。			紅麹配合食品に係る大阪市食中毒対策本部」に参画し、本部員として検査等の説明・報告のほか、大阪市や報道機関等との連絡等を行った。法人のスケールメリットを最大限に活用し、検査体制を速やかに整備するとともに、科学的知見をふまえ、原因究明に向けた技術的助言に取り組んだ。 昨年に引き続き急増した麻しん症例については、疫学情報を府内関係各所と共有する横断的情報共有体制を活用し、当該情報を収集・整理して感染拡大防止に努めた。 また、O-F EITによる疫学調査支援等を通じて、紅麹配合食品に係る健康被害や薬剤耐性菌症に対する保健所の活動を支援し、地域の公衆衛生の向上に大きく貢献した。 さらに、日本国際博覧会に向け、府内保健所職員を対象とした疫学研修会や大阪府警の検査機器の検証実験等に協力し、日本国際博覧会の安全な開催に向けた準備に寄与するとともに、下水サーベイランスの検査法ならびに実施体制の構築を行うなど、計画を上回る業務実績があったことから、自己評価の「Ⅳ」は妥当であると判断した。	

(2) 平常時における健康危機事象発生時への備え 行政に対し科学的かつ技術的助言を行うため、健康危機に関わる情報収集など、常に健康危機管理対応能力の維持、向上に努めるとともに、府内保健所等からの健康危機事象に関する相談対応やネットワークの構築、疫学研修等を実施する。また、健康危機事象発生に備え、業務体制も含めた健康危機管理マニュアルの検証や、防護具等の資材の確保を行う。	対する支援を行う。 (2) 平常時における健康危機事象発生時への備え ・国内外の健康危機に関わる情報の収集・解析や健康危機対処計画の検証等、健康危機管理対応能力の維持向上に努める。必要に応じて行政担当部局や府内保健所等と共有する。 ・O-F E I Tにより、行政担当部局や府内保健所等の職員に対して、健康危機管理に関するセミナーや疫学研修等を実施し、現場対応能力の向上を図る。 ・健康危機事象発生に備え、検査資材、試薬、防護具等の確保を行う。	(2) 平常時における健康危機事象発生時への備え ・健康危機に関わる情報収集に努めるとともに、関係機関において開催される感染症解析委員会等に参加した。 ・近畿支部疫学情報部会の事務局として、健康危機事象の発生を想定した模擬訓練を主催した。参加した近畿ブロック15地研は、危機管理要領や検査マニュアル等の点検及び課題の確認を行った。大安研は訓練結果を検証し、結果を近畿支部疫学情報部会研究会で報告した。(再掲) ・近畿支部総会、指定都市衛生研究所長会議において、各地研の健康危機対処計画に関する状況や課題について情報・意見交換した。 ・日本国際博覧会に向け、大阪府警の検査機器の検証実験に協力した。バイオテロに関する研修会に協力した。 ・府内保健所担当職員を対象にO-F E I Tによるケーススタディー形式の疫学研修会を開催し、日本国際博覧会を想定した感染症発生時の現場対応能力の向上を図った。また、保健所職員を対象とした研修を実施し(5件:薬剤耐性菌、新型コロナウイルス感染症等に関する講義や机上訓練等)、人材育成に協力した。 ・食中毒や感染症(新型コロナウイルス感染症含む)検査用の試薬、器材を継続的に確保した。				
2 地方衛生研究所の広域連携における役割 (4) 災害時や健康危機事象発生時における連携						
災害時や健康危機事象等発生時に、国立研究機関や他の地方衛生研究所等と連携するとともに、情報を共有し相互に協力する。	災害時や健康危機事象等発生時に、国立研究機関や他の地方衛生研究所等と連携するとともに、情報を共有し相互に協力する。	・近畿支部疫学情報部会の事務局として、健康危機事象の発生を想定した模擬訓練を主催した。参加した近畿ブロック15地研は、危機管理要領や検査マニュアル等の点検及び課題の確認を行った。大安研は訓練結果を検証し、結果を近畿支部疫学情報部会研究会で報告した。(再掲) ・今年度発生した麻しんについて、近畿地区の遺伝子型等の情報を集約した。得られた情報については、近畿地区の地研間で共有した。				
3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開						
西日本の中核的な地方衛生研究所を目指し、他の地方衛生研究所にはない検査技術・情報や経験の蓄積等を行うため、以下の取組を行う。 (1) 健康危機管理対応 ア 新型コロナウイルス感染症のような新興感染症アウトブレイク等の健康危機事象に対しては、微生物学的及び免疫学的手法に加えて、病原体の全ゲノム解析等の手法を用い、流行状況を詳細に解析し、最新の知見を踏まえて行政機関、保健所等に情報提供する。	西日本の中核的な地方衛生研究所を目指し、他の地方衛生研究所にはない検査技術・情報や経験の蓄積等を行うため、以下の取組を行う。 (1) 健康危機管理対応 ア 新型コロナウイルス感染症のような新興感染症アウトブレイク等の健康危機事象に対して、微生物学的及び免疫学的手法に加えて、病原体の全ゲノム解析等の手法を用い、流行状況を詳細に解析し、最新の知見を踏まえて行政機関、保健所等に情報提供する。大阪府及び大阪市からの補助事業である「先進的サーベ	(1) 健康危機管理対応 ア ・紅麹配合食品に係る健康被害事例について、最終製品ロット、旧製造工場の拭き取り検体等の検査について所内体制を整備し、迅速に対応した。更に青カビと紅麹菌の共培養試験を実施し、本事例の原因究明に努めた。また収集された健康被害者情報の解析(発生状況と特徴など)について、大阪市、国立感染症研究所F E T P、O-F E I Tが協力して解析を行った。				

イ 学会・研修等への参加、全国の実地疫学研修修了者等との連携を通して広域的な情報収集等を行うとともに研究所の担当職員に実地疫学研修を受講・修了させることを通じて、疫学調査の専門家を養成する。	イランス研究推進事業（下水サーベイランスの実証研究）」を実施する。 イ 学会・研修等への参加、全国の実地疫学研修修了者等との連携を通して広域的な情報収集等を行う。引き続き令和5年度より法人内に設置された国立感染症研究所の実地疫学研修拠点と連携し、実地疫学専門家のスキル向上を図る。	・薬剤耐性菌や新型コロナウイルスなどの病原体についてゲノム解析を実施した。特にバンコマイシン耐性腸球菌（VRE）の院内感染事例においては、患者疫学情報と合わせて解析し、保健所及び医療機関に情報提供を行った。 ・日本国際博覧会に向け下水サーベイランスの有用性を実証する準備として、効率的な検体採取と前処理法を確立し、検査法（デジタルPCRによる多項目RNAウイルス検出設定と高感度検出法等）ならびに実施体制を構築した。 イ ・公衆衛生情報研究協議会等に参加して、各地研の疫学調査への取組等について情報・意見交換を行った。 ・国立感染症研究所FETP大阪拠点と連携し、麻しん、腸管出血性大腸菌感染症等の感染症の流行状況について、広域的な情報を収集した。 ・健康危機管理対応能力向上のため、国立感染症研究所や厚生労働省等が主催する研修を受講した。 ・大阪市からの要請を受け、「紅麹配合食品に係る大阪市食中毒対策本部」に参画した。法人内に対策本部を設置した。多様な専門性を有する人材や幅広い分析機器を有する法人のスケールメリットを最大限に活用し、迅速に所内体制を整備した。大阪市との緊密な連携の下、科学的知見をふまえ、大阪研が検査方針や対応策について積極的に提案した結果、状況に応じた柔軟な検査対応が可能となった。 ・派遣要請に基づきO-FETITによる疫学調査支援（紅麹配合食品に係る健康被害、薬剤耐性菌症）及び相談対応（薬剤耐性菌症等）を保健所に対して実施した。 ・日本国際博覧会に向け、府内保健所職員を対象にケーススタディー形式の疫学研修会を開催し、大阪府警の検査機器の検証実験や、バイオテロに関する研修会にも協力した。 ・日本国際博覧会に向け下水サーベイランスの有用性を実証する準備として、検査法ならびに実施体制を構築した。 以上から、年度計画を上回って実施したと判断して自己評価は「IV」とした。				
(2) 疫学解析研究への取組み 疫学解析について、新たな分野も視野に入れた裾野拡大による研究の質向上を目指し、複数分野にわたる研究、多様な解析手法の活用などにより、新たな課題への対応に取り組み、行政に対する科学的知見に基づく支援を実施する。	疫学解析について、これまで蓄積されてきた検査データや、それに付随する疫学情報等を活かし、リスク要因を解析することにより今後の対応策を探索する。 ・「第4次大阪府健康増進計画」に基づき、大阪府から委託された「循環器疾患の予防対策事業」を実施する。	・「第4次大阪府健康増進計画（令和6年度～令和17年度）」に基づき、大阪府から委託された「循環器疾患予防対策業務」を開始した。具体的には、大阪府内の健診・保健指導・	Ⅲ	Ⅱ	循環器疾患予防分野においては、各自治体等の支援を行うとともに、府内自治体との共同研究事業等を実施した。 また、新型コロナウイルス感染症等の疫学解析研究も推進した。 さらに、循環器疾患予防分野にお	9

	・循環器疾患関連のリスク因子に関する研究を実施する。	医療費等のデータ分析結果を提示し、各自治体等の方針策定を支援し、第4次大阪府健康増進計画の新たな指標に関する事業の検討を行った。 ・大阪府関係機関の各種委員会等（大阪府国民健康保険団体連合会、大阪府食育推進計画評価審議会）に委員として出席し、大阪府民への健康増進の支援について科学的専門機関の立場から助言した。 ・大阪府健康づくり課と協働し、「フレイル」の認知度向上とロコモティブシンドローム、骨粗鬆症の普及啓発を目的としたイベントに参加し、各種測定を行った。 ・八尾市との協定に基づき、生活習慣病に関する共同研究事業を行い、循環器疾患のリスクに関する研究として、フィールド研究を併せて実施した。 ・新型コロナウイルス感染症に関して、発生動向情報を用いて感染拡大の指標である実効再生産数などの疫学指標を解析した。 ・過去の感染症発生動向情報を用いて、ポストコロナ（2024年）におけるRSウイルス感染症の流行規模を推定し、時空間的流行動態について、人流情報の解析を行った。（疫解） ・東成区医師会主催の健康展に出展し、生活習慣病に関する啓発を行った。 ・循環器疾患予防対策事業における大阪府内の健診・保健指導・医療費等のデータ分析を行い、各自治体等の方針策定を支援した。 ・大阪府と協働して健康増進に係る普及啓発イベントに参加した。 ・八尾市との協定に基づき、生活習慣病に関する共同研究事業を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症やRSウイルス感染症等の感染症に関する疫学解析研究を推進した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。			けるデータ分析を行った。 しかしながら、データ分析について、業務の大幅な遅延及びこれまでの研究結果の自治体等へのフィードバックが不十分である等の課題があり、年度計画を十分に実施できていないことから、評価を「Ⅱ」とする。 今後は、データ分析において、循環器疾患予防については効果的な市町村支援につながるよう、質の向上を図るとともに、着実な業務実施に努められたい。	
(3) 学術分野及び産業界との連携						
公衆衛生分野の人材育成のため、地方衛生研究所の強みを活かして、大学や企業等の研究室との連携を深めるとともに、産業界に対する相談機能を強化する。	・学術分野や企業等と連携し、公衆衛生分野の人材育成に貢献する。 ・医薬品や医薬部外品の製造販売会社等に対し、承認申請に必要な規格及び試験法の設定に関する相談業務を行う。	・連携大学院を開設している大阪大学大学院医学系研究科及び薬学研究科に招へい教員を派遣し、令和2年度4月より医学系研究科の大学院生を受け入れている。また、大阪大学医学部生に対し実習を実施するとともに、薬学部生に対し講義を実施した。 ・各種学会等に委員や評議員、理事等を派遣し、学術分野と連携した。 ・行政又は医薬品等の製造販売会社等から規格及び試験方法等に関する相談（34件）に応じた。 ・食品メーカー等からの特定保健用食品（トクホ）申請に関する依頼検査を実施した。	Ⅲ	Ⅲ	計画に基づき、大学や産業界との連携に向けた取組や34件の医薬品承認審査や試験法の設定に関わる相談対応を行った。 また、万博会場内の衛生管理全般に関する会場衛生基本計画作成に中心となって協力するなど、関係機関と連携し、計画に基づき着実に取り組みを進めたことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	10

	・ 2025 年日本国際博覧会会場衛生協議会に参加し、会場衛生について必要な事項を協議する。	特定保健用食品（トクホ）検査の内訳 <table><tr><td>内容</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>許可試験等</td><td>13</td><td>9</td><td>4</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>関連試験</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> (詳細は事業年報参照) ・ 第4回及び第5回 2025 年日本国際博覧会会場衛生協議会に参加した。万博会場内の感染対策を含む衛生管理全般に関して検討し、会場衛生基本計画の作成に貢献した。 ・ 大阪大学大学院医学系研究科及び薬学研究科との連携大学院を継続して開設し、医学系研究科の大学院生1名を受け入れた。 ・ 行政又は医薬品製造業者等からの医薬品承認審査や試験法の設定に関わる相談等に対応した。 ・ 2025 年日本国際博覧会会場衛生協議会に参加し、万博会場内の衛生管理全般に関する会場衛生基本計画の作成に貢献した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。	内容	R4	R5	R6	R7	R8	許可試験等	13	9	4	－	－	関連試験	0	0	0	－	－				
内容	R4	R5	R6	R7	R8																			
許可試験等	13	9	4	－	－																			
関連試験	0	0	0	－	－																			

中期計画	第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務運営の改善 2 職員の能力向上に向けた取組 職員の能力向上に向けた最善の方策を目指して、以下の取組を行う。	大項目区分番号 5
------	---	------------------

中期目標	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 業務運営の改善 (1) 組織マネジメントの実行 理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、業務の質を高めるとともに、効率的で効果的な業務運営に努めること。また、外部有識者の知見等を活用しながら絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。 (2) 事務処理の効率化 I T化及び委託可能な業務に関する外部委託化を進めるとともに、常に業務の進め方について問題意識を持ち、事務の簡素化や業務運営の効率化を一層推進すること。 (3) 組織体制の強化 健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。 特に、大阪市東成区及び天王寺区に分散している2施設を統合する一元化施設の供用開始後、全所一体的な運用が着実に進められるよう組織及び人員配置の最適化を図ること。 (4) 検査・研究体制の強化 質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、I T化の推進や必要な機器整備のほか、検査・研究業務に係る事務処理の効率化等により、検査・研究部門の強化を図ること。 (5) 広報活動の強化 住民や他機関等に対する広報活動の強化に取り組み、研究所の認知度や存在感の向上を図ること。 (6) 適正な料金設定 利用料金については、受益者負担の原則を踏まえ、適正に設定すること。 2 職員の能力向上に向けた取組 公衆衛生の向上を目指し、健康危機に対して平常時及び緊急時における役割を果たす機関であることを十分に踏まえ、人材の育成及び評価を行うこと。 (1) 人材の育成及び確保 社会的ニーズの変化に伴う行政需要に応えるため、年齢・性別等を問わず優秀な人材を活用し、長期的な展望に立って計画的な人材確保及び育成に努めること。 (2) 研修制度の確立 個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行う等、職務遂行能力の向上が図られるよう人材の育成に取り組むこと。 (3) 人事評価制度の確立 職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
1 業務運営の改善						
(1) 組織マネジメントの実行 理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、効率的で透明性の高い業務運営に努めるとともに、社会的ニーズを的確に捉えた質の高い業務を行う。また、外部有識者の知見等も積極的に活用しながら、役員をはじめ全職員が法人の目標達成に向けて業務改善に取り組む。	(1) 組織マネジメントの実行 ・理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、役員をはじめ全職員が法人の年度計画を達成するために、幹部会などを活用し、効率的・効果的な業務遂行に努める。 ・組織の活性化を図るため、組織マネジメントの専門家から適宜法人運営に関するアドバイスを受けるなど、外部有識者の知見を活用する。	(1) 組織マネジメントの実行 ・役員及び各部長による協議の場を適宜設け、法人運営や業務上の課題について議論し、方向付けを行った。 ・月1回の理事会において監事の意見も聴きながら、業務運営、予算執行等の重要事項について審議し、意思決定を行った。 ・会計監査法人、顧問弁護士、社会保険労務士などから法人運営に関するアドバイスを適宜受けた。	Ⅲ	Ⅲ	理事長のリーダーシップの下、理事会等で議論を行い、透明性の高い業務運営を図った。 各種情報システムの導入などIT化を推進し、グループウェアの活用やテレワーク環境の整備などにより、働き方改革を進めた。 また、ペーパーレス化を推進するとともに、検査室情報管理システム（LIMS）の本格運用を開始し、検査成績証明書の発行や試薬管理等を行うなど、事務処理の効率化や検査システムの導入による業務の効率化に努めた。	11
(2) 事務処理の効率化 各種情報システムをはじめとしたITの積極的な活用、内部管理事務における	(2) 事務処理の効率化	(2) 事務処理の効率化				

定型的業務の外部委託等による事務処理の簡素化・効率化を図る。また、常に問題意識をもって業務内容を絶えず点検し、必要に応じて業務の見直しを行う。 (3) 組織体制の強化 施設一元化のメリットを発揮し、社会的ニーズに的確に対応できる組織体制を整備するとともに、職員の職務能力及び勤務意欲の向上に繋がる柔軟な人員配置に努める。 (4) 検査・研究体制の強化 質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、IT化の推進や最新分析機器の整備等により、周辺業務の一層の効率化も含め、検査・研究部門の強化を図る。	- 各種情報システムをはじめとしたITの積極的な活用により、法人内部の情報の共有化を進める。 - 会議資料のペーパーレス化を徹底するなど、タブレット端末等を活用し、業務の効率化・簡素化に努める。 (3) 組織体制の強化 - 施設一元化を機に再編した新しい組織体制でのメリットを発揮できるよう、効果的かつ効率的な業務執行を進める。 - 長期的な展望を見据え優秀な人材を育成するためのキャリアデザインについて定年年齢の引上げも踏まえ検討を進める。 (4) 検査・研究体制の強化 - 統合のメリットである人員及び機器の充実を活かし、検査・研究業務の強化と効率化を進める。 - 令和5年度に導入した検査室情報管理システム（LIMS）を活用し、検査の信頼性向上と業務の効率化を図る。 - 計画に基づき機器を更新し、検査・研究部門の強化を図る。	- グループウェアを利用し、スケジュール管理、資料共有、チャット、アンケート機能の活用など業務の効率化・簡素化に努めた。 - 自宅でも職場と同様に法人内部の情報等が閲覧できる遠隔操作システムの導入など、テレワークにかかるIT環境を整備し、職員の働き方改革等を推進した。 - 一元化施設において無線LANが導入されたことも踏まえ、会議室や実験室等を含む全所でデータ共有を図るため、タブレット端末を活用し、引き続き、ペーパーレスの推進と事務の効率化に努めた。 - 会議室予約システムに加え、消耗品予算管理システムの改修や社用車予約システムの構築など業務の効率化に努めた。 - 職員が日頃の業務で抱えている問題意識や提案などについて自由に質問・意見を理事長に直接伝えることのできる「何でも質問箱」を理事長はじめ理事者に直接伝えることのできる法人イントラネット内のサイト設置し、法人の業務改善などを図った。 (3) 組織体制の強化 - 令和5年1月以降、施設一元化後の検査項目区分を基本に課の再編を行い、一元化によるメリットを発揮できるよう、効果的かつ効率的な業務執行を進めた。 - 定年年齢の引上げも踏まえ、当面の組織人事体制のあり方を検討するとともに、長期的な展望を見据え優秀な人材を育成するためのキャリアデザインについて、検討を進めた。 (4) 検査・研究体制の強化 - 検査の迅速性及び効率性を高めるため、各種検査法の開発や改良を行い、試験方法の妥当性を検証した。 - 先進的サーベイランス研究推進事業および目的積立金を活用し、日本国際博覧会に向け下水サーベイランスの有用性を実証する準備として、効率的な検体採取と前処理法を確立し、検査法（デジタルPCRによる多項目RNAウイルス検出設定と高感度検出法等）ならびに実施体制を構築した。（再掲）また、阪大微研、OIRCID等の関係機関との合同ミーティングをとおして各々の進捗状況等を共有した。 - 法人内で保管・保有する各種病原体等のデータベース化を目的に、ワーキンググループ内で検討し開発方針を決定した。 - 令和6年4月から検査室情報管理システム（LIMS）の本格運用を開始し、大阪府市および中核市への検査成績書の発行やフラン器・冷凍冷蔵庫の温度管理、並びに試薬管理を行った。 - 機器整備計画に基づき機器を更新し、検査・研究部門の強化を図った。（事業年報参照）		下水サーベイランスにおいて効率的な検体採取と前処理法を確立し、検査法や実施体制を構築した。関係機関と進捗状況等を共有し、検査・研究体制の強化を進めた。 さらに、小学生向けイベントの開催や新たに開催した「大安研公開講座」では、公衆衛生に関する身近なテーマについて情報を発信するなど、研究所の認知度の向上に取り組んだ。 以上のことから、業務運営の改善に向けた各項目について、計画に基づき着実に実施しており、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	
---	---	--	--	--	--

(5) 広報活動の強化について 住民や他機関等に対する広報活動の強化に取り組み、研究所の認知度や存在感の向上を図る。 (6) 適正な料金設定 受益者負担の原則を踏まえ適正な水準に設定する。	(5) 広報活動の強化について 研究所のホームページや刊行物等で情報発信するとともに、関係機関等と協力し、各種公衆衛生情報を発信する。 (6) 適正な料金設定 料金については、受益者負担の原則のもと、必要に応じて設定する。	(5) 広報活動の強化について ・広報紙「大安研ニュース」及びメールマガジンなどを通じて、当法人の役割及び健康に役立つ情報を分かりやすく発信した。 ・大阪府健康アプリ「アスマイル」の健康コラム、及び「食の安全安心メールマガジン」の知っトク！食の情報に寄稿した。 ・検査研究に関連する解説記事を執筆し、HPに掲載した。特に話題のテーマについては、注目記事としてトップページから閲覧できるよう工夫した。 ・Y o u T u b e の「大安研ちゃんねる」において健康・安全に関する情報を発信した。 ・開かれた研究所を目指し、小学生向けのイベント「夏休み科学体験」を開催した。また、今年度より新たに「大安研公開講座」を開催し、感染症など身近なテーマを題材に講演した。（再掲） ・東成区医師会が主催する「健康展」に出展し、生活習慣病に関する啓発を行った。（再掲） ・大阪産業技術研究所及び大阪府環境農林水産研究所等からの施設視察を受け入れた。 (6) 適正な料金設定 ・施設一元化に伴い諸料金規程を改正したが、受益者負担の原則のもと、今後も、必要に応じて設定していく。 ・下水サーベイランスの検査法や実施体制を構築し、阪大微研、O I R C I D等の関係機関と進捗状況等を共有した。 ・今年度より検査室情報管理システム（L I M S）の本格運用を開始し、検査成績書発行や試薬管理等を行った。 ・開かれた研究所を目指し、小学生向けのイベント「夏休み科学体験」に加え、新たに「大安研公開講座」を開催し、感染症についての講演を実施した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				
2 職員の能力向上に向けた取組						
職員の能力向上に向けた最善の方策を目指して、以下の取組を行う。 (1) 人材の育成及び確保 健康危機管理機関として年齢・性別等を問わず優秀な人材を育成、活用し、職員の士気や意欲等の向上を図る動機付け（インセンティブ）となる制度を運用する。	職員の能力向上に向けた最善の方策を目指して、以下の取組を行う。 (1) 人材の育成及び確保 ・職員採用選考を実施し、法人の検査・研究業務に必要な人員を確保する。 ・職員の士気や意欲等の向上を図る動機付けを目的に大学院修学支援制度や科	(1) 人材の育成及び確保 ・職員（研究員）の第1次選考・第2次選考を実施し、令和7年4月1日付けで3名（衛生化学分野2名、医師1名）の合格者を決定した。 ・職員（事務職）の採用選考を実施し、令和7年4月1日付けで1名決定した。 ・1名の研究員に対し、大学院修学に対する支援を実施した。また令和7年度より新たに1名の支援を決定した。	Ⅲ	Ⅲ	職員採用については、自主性・機動性を活かして取り組んだ。 また、幅広い職階の職員を対象に他の地方独立行政法人との合同研修を行い、組織を超えた人材交流や知見を広げる機会を設けた。併せて、今後所内での横断的な協力体制の構築に取り組みたい。 さらに、職員表彰を行い、職員の士気および業務の質の向上を図るな	12

(2) 研修制度の確立 個人や組織として蓄積された技術や知識が継承されるよう、研究所内で研修を行い、また、外部研修への積極的な参加を通じて新たな技術及び知見の習得を目指す。 (3) 人事評価制度の確立 ア 職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るため、人事評価制度を実施する。 イ 特に優れた業績や、学位の取得、学会運営など、組織への貢献に対し相応に評価する。	学研究費申請促進事業などを運用する。 (2) 研修制度の確立 - 新規採用職員に対する研修、新たに派遣される大阪府市職員等に対する研修、管理職職員に対する研修をはじめとした職階別研修を行う。 - 感染症法による教育訓練をはじめとする検査業務、研究業務、精度管理業務等の実施に必要な研修を実施する。 - 外部機関等の実施する技術研修や講習会等に研究員を派遣し、新たな検査技術の習得や技術の向上を目指す。 (3) 人事評価制度の確立 ア より制度目的（職員に求められる資質、能力及び勤務意欲の向上を図るとともに、上司と部下とのコミュニケーションの円滑化、評価者及び被評価者両方の人材育成、組織内の意識の共有化を促すこと。）につなげるよう、評価者研修を実施し、適正かつ円滑に個々の職員の勤務成績を評価する。 イ 優れた業績や組織への貢献等に対し、表彰を実施する。	その他、科学研究費申請促進事業や研究支援制度を活用し、職員の研究支援を実施した。 (2) 研修制度の確立 職階別研修等を次のとおり実施した。 - 新規採用職員研修 - 人権研修（全職員対象）「職場のハラスメント防止について理解と認識を深めるため（W e b 研修）」 - 安全教育研修「続・化学物質のリスクアセスメント研修（W e b 研修）」（微生物部、衛生化学部の職員等） - 労働衛生研修「働く人の睡眠と健康（W e b 研修）」 大阪府立環境農林水産総合研究所及び大阪産業技術研究所との合同研修を次のとおり実施。 - 新規採用職員研修「コミュニケーション研修」 - 管理職研修「採用（優秀な人材獲得）」 検査業務、研究業務、精度管理業務に必要な以下の研修を実施した。 - 感染症法による教育訓練（全職員） - 情報セキュリティ研修（全職員） - 組換え DNA 講習会（組換え DNA 実験に従事する研究員） - 化学薬品類の管理（化学物質を取り扱う研究員） - 動物実験講習会（動物実験を行う研究員） - 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理研修（人を対象とする生命科学・医学系研究を行う研究員） - 研究倫理研修（研究に関わる法人職員） - 信頼性確保研修（試験検査業務に従事する研究員） - 外部機関が実施する分析機器の技術研修及び細菌検査に関する研修に研究員を派遣した。（再掲） (3) 人事評価制度の確立 ア 令和3年度から本格実施した人事評価制度が適切かつ円滑に実施できるよう、次のとおり説明会及び研修を実施した。期中評価結果で評価の偏りがないかなどの中間確認を行った上で、年度末には評価結果の取りまとめを行った。 - 人事評価説明会（新規採用者及び希望者対象） - 評価者研修（主任研究員以上の職員対象） イ 職員表彰等規程に基づき、優秀職員表彰（研究開発賞最優秀賞1名、研究開発優秀賞1グループ、業務改善賞2グループ）、功績職員表彰（3名）の表彰を実施した。 ・採用選考を実施し、令和7年度の採用者（研究職3名（医師1名を含む）、事務職1名）を決定した。		ど、計画の取組を着実に実施していることから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	
---	---	---	--	---	--

		・職階別研修として、管理職研修と新規採用職員研修を大阪府立環境農林水産総合研究所及び大阪産業技術研究所と合同で実施した。 ・人事評価制度を適切かつ円滑に運用するため、説明会及び研修を実施した。 ・職員表彰等規程に基づき、優秀職員等の表彰を実施した。 以上から、年度計画を概ね実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				
--	--	---	--	--	--	--

中期計画	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 第9 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためにとるべき措置 第10 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第6条で定める事項 1 施設及び設備機器の活用及び整備	大項目区分番号 6
------	--	------------------

中期目標	第4 財務内容の改善に関する事項 収支のバランスを常に意識し、コスト意識を持って、効率的な業務運営及び経費管理に努めること。
------	---

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置						
ア 健全な財務運営を確保し、業務を充実させるよう、予算編成を行うとともに、予算執行にあたっては絶えず点検を行い、効率的な執行に努める。	ア ・健全な財務運営を確保し、業務を充実させるよう、予算編成を行うとともに、予算執行にあたっては絶えず点検を行い、効率的な執行に努める。 ・財務処理を迅速かつ確実に実施するため、理事会への予算執行状況、通帳残高と会計残高の突合報告及び、月次合計残高試算表による月締めを実施する。	ア ・健全な財務運営に資するため、ホームページを活用した公開見積もり合わせを導入するとともに、一般競争入札を実施（34件）するなど、日常的に効率的な予算執行に努めた。 ・月ごとに理事会での予算執行状況、通帳残高と会計残高の突合報告に加え、月次合計残高試算表による月締めを実施した。	Ⅲ	Ⅲ	効率的な予算執行に努めるとともに、健全な財務運営のため会計研修を実施し、職員の意識向上を図ったことから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	13
イ 会計研修を実施し、職員のコスト意識の向上を図る。	イ 会計研修を実施し、職員のコスト意識の向上を図る。	イ 全職員を対象に、会計研修（経営指標を用いた財務分析（他法人との比較））を実施した。 ・健全な財務運営に資するため、ホームページを活用した一般競争入札（34件）を実施した。 ・全職員を対象に、経営指標を用いた財務分析についての会計研修を実施した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				

中期計画	第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
------	-------------------------------

※財務諸表及び決算報告書を参照

中期計画	第5 短期借入金の限度額
------	--------------

中期計画	年度計画	実 績
1 短期借入金の限度額 5 億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。	1 短期借入金の限度額 5 億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。	なし

中期計画	第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
------	---

中期計画	年度計画	実 績
一元化施設への移転に伴い不要財産となることが見込まれる森ノ宮センター及び天王寺センターの建物について、地方独立行政法人法第42条の2第1項の規定により、大阪府及び大阪市に現状有姿にて返還する。	なし	なし（令和5年度実施済み）

中期計画	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
------	-----------------------------------

なし

中期計画	第8 剰余金の使途
------	-----------

中期計画	年度計画	実 績
決算において剰余金が発生した場合、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。	決算において剰余金が発生した場合、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。	前中期目標期間繰越積立金を効果的かつ効率的に活用するため、科学研究費申請促進事業、オープンアクセス支援事業、若手研究員スタートアップ支援事業等に充てた。

中期計画	第9 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置 第10 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第4条で定める事項 1 施設及び設備機器の活用及び整備
------	--

中期目標	第5 その他業務運営に関する重要事項 1 施設及び設備機器の活用及び整備 社会的ニーズに的確に応えていくため、施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。 なお、施設及び設備機器類の使用に当たっては、大阪市立環境科学研究センターと十分に連携を図り、円滑に実施すること。 2 安全衛生管理対策 職員が安全かつ快適な労働環境で業務に従事することができるよう、安全対策の徹底と事故防止に努めること。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮することができるようにすること。 3 環境に配慮した取組の推進 環境に配慮した業務運営に努めること。 4 コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底 法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。また、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理すること。さらに、情報セキュリティ対策をはじめとする研究所の諸活動における安全性の向上を図り、環境の変化に即したリスクマネジメント対応を行うこと。 5 情報公開の推進 法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価		知事の評価		小項目区分番号
		評価の判断理由（実施状況等）	評価	評価	評価の判断理由・評価のコメント等	
第9 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置						
1 安全衛生管理対策 職員が安全かつ快適な労働環境で業務に従事できるよう、関連法令に基づいた安全衛生管理体制を確立し、化学物質や病原微生物の適正管理など環境の整備を行い、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるようにする。また、地方衛生研究所特有の実情をふまえ、事故の防止に組織的に取り組む。	1 安全衛生管理対策 安全衛生委員会を定期的に開催し、職場環境改善・労働衛生に関する理解と意識の向上を図り、健康対策、事故防止対策を行う。	1 安全衛生管理対策 ・安全衛生委員会を定期的に開催し、職場環境改善・労働衛生に関する理解と意識の向上を図った。併せて産業医による職員の健康相談や職場巡視も行い、職員の健康保持増進と快適な職場環境の形成を図った。 ・感染症法に基づく教育訓練、化学物質リスクアセスメント等を実施し、事故等の防止に取り組んだ。（再掲） ・法人の安全週間行事として、微生物部・衛生化学部の職員等を対象に「続・化学物質のリスクアセスメント研修（Web研修）」を実施した。（再掲） ・法人の労働衛生週間行事として、全職員を対象に、「働く人の睡眠と健康（Web研修）」を実施した。（再掲）	Ⅲ	Ⅲ	快適な職場環境の形成やコンプライアンスの徹底に努めたことに加え、環境への負荷低減を図るなど、計画を順調に実施していることから、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	14
2 環境に配慮した取組の推進 環境への負荷を低減するため、環境管理マニュアルに基づき、省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した業務運営に組織的に取り組む。	2 環境に配慮した取組の推進 ・一元化施設における使用実績も踏まえ、電気、ガス、水道の使用量、二酸化炭素の排出量、コピー用紙の使用枚数に関する目標値を設定する。 ・環境方針の理念を再確認しつつ定期的に達成度合いを確認しながら取組を進め、環境への負荷の低減を行う。	2 環境に配慮した取組の推進 ・法人環境方針に基づき、令和6年度の各種数値目標を設定し、ホームページで公表した。上半期に達成度合いを確認しつつ取組を進めた結果、令和6年度は概ね数値目標を達成した。				

3 コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底 法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行するとともに、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理する。 また、情報セキュリティ対策をはじめとする法人の諸活動における安全性の向上を図り、環境の変化に即したリスクマネジメント対応を行う。 4 情報公開の推進 法人経営の一層の透明性を確保するため、事業内容や運営状況に関する情報の公開に取り組む。また、事業内容や運営状況に関する情報公開請求に対しては関連法令に基づき適正に対応する。	3 コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底 - 法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行するため、コンプライアンス研修（適正な事務処理、法令遵守）等の取組を行う。 - 法人に関連する法令を定期的に点検し、対応できていない事項が判明すれば、迅速に改善する。 - 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づいて策定した個人情報の取扱及び管理に関する規程及び情報セキュリティに関する要綱を踏まえ、個人情報や企業情報、検査成績、研究成果等の職務上知ることのできた情報の漏えい防止を図るなど、法人の諸活動における安全性の向上のため、リスクマネジメント対応を適切に行う。 4 情報公開の推進 - ホームページを活用し、事業実施状況や理事会の開催結果を迅速にわかりやすく公開する。 - 法人における情報公開請求があれば、関連法令に基づき適正に対処する。	3 コンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底 - 新規採用者研修の一環として、コンプライアンス研修を実施した（再掲）。 - 全職員を対象に、不正事例についての会計研修を実施した。（再掲） - 研究に関わる法人職員を対象に研究倫理研修を実施した。（再掲） - 令和元年度よりハラスメント相談及び令和 2 年度より公益通報について、弁護士が担当する外部窓口を設置している。 - 法人関連法令等の最新改正事項については、点検を 10 月に実施した。 - 個人情報の取扱及び管理に関する規程及び情報セキュリティに関する要綱を踏まえ、個人情報や企業情報、検査成績、研究成果等の職務上知ることのできた情報の漏えい防止の徹底に努めている。 - 情報セキュリティに関する基本要綱第 42 条に基づき、情報セキュリティ研修を実施した。 4 情報公開の推進 - 法人理事会の議事概要をホームページに公開している。 - 法人における情報公開請求があれば、関連法令に基づき適正に対処していく。 - 安全衛生委員会により各種活動を行うとともに、産業医による健康相談や研修を実施し、快適な職場環境の形成を図った。 - 環境への負荷低減を図るため、法人環境方針に基づき各種数値目標を設定し、概ね達成した。 - コンプライアンスや研究活動における不正防止について研修を実施した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。				
--	---	--	--	--	--	--

第10 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第6条で定める事項						
1 施設及び設備機器の活用及び整備						
施設及び設備機器については、中長期的な視点に立ち、計画的な整備に取り組む。 大阪市立環境科学研究センターとの協定に基づき、施設及び設備機器類を有効に活用する。	- 施設及び設備機器については、中長期的な視点に立ち、計画的な整備に取り組む。 - 大阪市立環境科学研究センターと締結した協定に基づき、施設及び設備機器類を有効に活用する。	「ファシリティマネジメント基本方針（公共施設等総合管理計画）」に基づき計画的な整備を行っていく。 - 機器整備計画に基づき機器を更新し、検査・研究部門の強化を図った。（再掲） - 大阪市環境科学研究センターと締結した協定に基づき施設及び設備機器類を有効に活用した。 - 機器整備計画に基づき機器を更新し、検査・研究部門の強化を図った。 - 大阪市環境科学研究センターと締結した協定に基づき施設及び設備機器類を有効に活用した。 以上から、年度計画を順調に実施したと判断して自己評価は「Ⅲ」とした。	Ⅲ	Ⅲ	機器整備計画に基づいて機器を更新して検査・研究部門の強化を図り、施設や機械類を有効に活用したことから、着実に取組を進めているため、自己評価の「Ⅲ」は妥当であると判断した。	15

中期計画	第10 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第6条で定める事項 2 人事に関する計画
------	--

中期計画	年度計画	実 績
第2の「1 業務運営の改善（3）組織体制の強化」 「2 職員の能力向上に向けた取組」に記載のとおり。	第2の1（3）、2に記載	第2の1（3）、2に記載

中期計画	第10 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第4条で定める事項 3 中期目標の期間を超える債務負担
------	---

なし

中期計画	第10 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第4条で定める事項 4 積立金の処分に関する計画
------	--

中期計画	年度計画	実 績
前中期目標期間繰越積立金については、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。	前中期目標期間繰越積立金については、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善等、法人の円滑な業務運営に充てる。	前中期目標期間繰越積立金を効果的かつ効率的に活用するため、科学研究費申請促進事業、オープンアクセス支援事業、若手研究員スタートアップ支援事業等に充てた。（再掲）